

第6章

グアテマラ紛争解決へのプロセス

はじめに

ニカラグアとエルサルバドルにおける武力紛争が終結するなかで、1960年以來続くグアテマラ国内の武力紛争にもようやく和平合意へ向けてのたしかな道筋が見え始めてきた。歴代の軍事政権がゲリラの軍事的打倒と全面降伏を求めて政治交渉による紛争解決を拒絶してきたのに対し、1986年の民政移管および翌年8月、中米5カ国首脳によって締結された中米和平合意を契機に、グアテマラ民族革命連合（Unidad Revolucionaria Nacional Guatemalteca、略称URNG⁽¹⁾）と政府との間で直接交渉が進展しつつある。民政移管から10年目を迎える現在（1995年8月）、双方の軍事衝突のレベルは大きく低下し、和平交渉は最終局面に差しかかっているとみられるが、交渉の行方と合意事項の履行には依然として予断を許さぬものがある。

グアテマラ紛争は中南米ではコロンビアについて長い歴史をもち、この間、同国を取り巻く国際環境および国内社会ともかなりの変貌をとげている。紛争が常態となったために、その被害が直接及ばぬ地域の住民を中心に和平への関心がむしろ薄れており、紛争終結へ向けての国内世論の高揚がみられないという懸念も研究者の間で表明されている⁽²⁾。その一方で、グアテマラ社会には民族構成がもたらす深い亀裂が構造的に存在しているうえ、死者10万人を超えていまなお増加し続ける人権侵害の社会的影響、多数の難民と

国内避難民の発生など紛争それ自体が作りだした新たな問題も加わり、紛争を構成する要因は勃発時に比べていっそう複雑化している。⁽³⁾さらに、1993年5月の政変時にみられた市民による多様な抗議活動や新自由主義的な経済政策の導入に反対する組織的抵抗ないし突発的暴動などの事例が象徴するように、民政移管後の政治的自由化の進展によってこれまで抑圧されてきた社会運動が高揚し、新たなタイプの亀裂も生じつつある。⁽⁴⁾

このため、平和を単なる武力紛争の終結に限定するのではなく、紛争の諸要因の解決をも含む概念としてとらえるならば、一般に和平プロセスの完了までにはかなりの障害が立ちはだかるものと想定される。そのうえ、和平プロセスの完了後も紛争の犠牲者たちの、とりわけ精神的な傷の癒しおよび国民的和解には長い時間と努力が必要とされよう。⁽⁵⁾

グアテマラのケースではこれらの障害を克服するために、和平交渉への市民社会の諸セクターの間接的参加の制度化、紛争の諸要因の解決を目指した個別具体的な交渉アジェンダの設定、国内人権擁護活動への国連による支援協力など、ニカラグアやエルサルバドルにおける和平プロセスにはみられない新たな工夫が組み込まれている。このような特徴に加えて、エスニシティを対立軸とする紛争が世界的に増加傾向にあるなかで、交渉アジェンダのひとつとして「先住民族のアイデンティティと権利」が設定されたことは、グアテマラにおける和平プロセスの行方をとりわけ興味深いものにしていくといえよう。

本稿の目的は、1990年3月のオスロ基本合意以後の和平プロセスの展開を分析するとともに、各交渉アジェンダがグアテマラ社会へ及ぼすさまざまな影響について考察を加えることにある。

第1節 直接交渉の開始

1. ケレタロ合意のもつ意味

1980年代初頭のジェノサイド⁽⁶⁾戦略によって URNG の戦闘能力と活動基盤の大半を破壊し、軍事的勝利への確信を強めていたはずのグアテマラ政府側が、なぜ1990年3月のオスロ基本合意から翌年7月のケレタロ合意へ至る時期に、直接交渉を通じた紛争終結の模索へと対ゲリラ戦略を転換したのだろうか。民政移管後、政府側は自由かつ公正な選挙の実施による民主体制の確立を理由に、URNG に対して武装解除と恩赦の受諾による政治生活への復帰、すなわち無条件降伏を要求し続けていた。URNG との交渉を受け入れること自体が、URNG 側の政治的勝利を意味するとして、交渉を拒否してきたのである。

交渉とは紛争当事者間の双方が譲歩の姿勢を示すことによりはじめて可能となることから、頑なに交渉を拒絶してきた「強硬派」がもつ政府内部での影響力を低下させるような要因が、1990年代の初頭にグアテマラで働いたと考えざるをえない。そのうえ1994年1月になって政府側は、URNG の要求に沿う形でなぜ国連による合意の検証の受諾という線にまで譲歩したのであるうか。この間、URNG の軍事力が強化されたという証左はなく、国内社会における支持の高まりもみられなかった。

政府側が30年にわたって維持してきた基本政策の転換要因を解明することは、和平プロセスの今後を展望するうえできわめて重要である。同時に、その他の国々における和平プロセスの進展にも貢献することになるだろう。

民政移管を決定づけた1985年12月の大統領選挙の決選投票において、キリスト教民主党的のビニシオ・セレソ (Vinicio Cerezo Arévalo) が68%を獲得して圧勝し、議会でも過半数の議席を得る。和平への願いを集めて高い支持を得

た同政権ではあったが、和平交渉に反対する軍強硬派のクーデターが2度にわたって企てられ、交渉に踏みだすことさえできずに5年間の任期を終えた。だが、1991年1月に発足した連帯行動運動 (Movimiento de Acción Solidaria, 略称MAS) のセラノ (Jorge Serrano Elias) 政権は、議員数ではわずか10数%の少数与党でありながら、URNGとの直接交渉を受諾したうえ、グアテマラ社会の根本的枠組みの変革をもたらすケレタロ合意の受諾に至ったのである。

史上初めて文民政権から文民政権への移管を果たしたばかりのセラノ政権は、まず、1991年4月のメキシコ合意において政治的手段による平和の探求を確認したうえ、今後の交渉アジェンダとして次の11項目の設定に合意する。こうしてはじめて交渉の範囲が確定されることとなった。

- (1)民主化と人権擁護
- (2)文民政府の強化と民主社会における軍部の機能
- (3)先住民族のアイデンティティと権利
- (4)憲法および選挙体制の改正
- (5)社会経済的側面
- (6)農業をめぐる状況
- (7)武力対立により出身地を追われた人びとの再定住
- (8)URNGの政治生活への復帰のための基盤
- (9)最終的停戦への手順
- (10)諸合意事項の実施と履行、検証に関する時期の設定
- (11)確固たる持続的和平合意の締結および武装解除⁽⁷⁾

次いでケレタロ合意 (正式名称は「政治的手段による平和の探求のための民主化に関する枠組み合意」) において、現行の民主体制が不完全であることを認めたいうえ、政治、社会、経済、文化の4次元において手続き民主主義 (democracia funcional) と参加民主主義 (democracia participativa) の双方を促進すること、および社会経済の改革と和平交渉を直接関係づけることに合意したのである。なかでも11項目の合意内容の履行を通じた参加民主主義の促進が合意文書の中心をなしている点は、選挙の実施に限定されていた従来の民主主義概念の

質的変更を意味することから特に注目に値する。⁽⁸⁾

1988年の中米和平合意が中米紛争の終結への基本的な枠組みを作りだしたとするならば、ケレタロ合意はグアテマラ和平プロセスにおいて同等の重みをもつものである。この交渉枠組みは、基本的にURNGの要求に沿ったものであり、合意を境にはじめてグアテマラ社会のあるべき姿に関する双方の理念が重なりはじめたといえる。⁽⁹⁾

2. ケレタロ合意の背景

民政移管を実現したとはいえ、軍部の影響を色濃く受け続けるグアテマラ政府が、紛争解決と新たな国づくりへ向けて、以上のような根本的な政策転換を決定したのである。その理由を、紛争解決理論における紛争の「成熟点」という概念を用いて考察してみよう。「成熟点」とは以下の要件が満たされ、第三者の仲介による和平交渉が開始される局面を意味する。

- (1)紛争の複雑化と時間の長期化
- (2)紛争当事者間による紛争管理の行き詰り
- (3)紛争のエスカレーションによるコストの増大
- (4)紛争当事者間の状況打開への模索⁽¹⁰⁾

前述のように交渉を拒絶しながら30年以上にわたって紛争を続け、その要因を複雑化させてきたグアテマラのケースでは(1)と(2)が疑問の余地なく該当する。(3)に関しては、軍事衝突のレベルを見るかぎりでは1970年代末から80年代初頭にかけて急速にエスカレートした後、とりわけ民政移管後は突発的な軍事行動を除いてはほぼ沈静化していることから該当しない。だが、紛争を強度ではなく継続期間からとらえるならば、その長期化が外交、政治、経済といった非軍事領域に及ぼすコストは、とりわけ政府にとって拡大・蓄積されつつあったと考えられる。これがまさにゲリラ戦略の狙いであるが、これに対抗してグアテマラ政府側は民政移管を通してURNGの正統性を掘り崩し、外交的、政治的攻勢に転じようとしたのである。民政移管の翌年、19

87年10月にマドリッドで開催された政府とURNGのはじめての公式会談では、政府側はこれを交渉と呼ぶことさえ拒否し、あくまでURNGの無条件降伏に固執するという軍政時代とかわらぬ強硬な姿勢に撤した。⁽¹¹⁾

だが、中米和平合意後の国内外の情勢変化が、しだいに政府とURNGの双方に対する交渉受諾への圧力として作用しはじめる。グアテマラにおける和平プロセスは、反政府勢力の軍事領域での戦略的敗北によって紛争の強度が低下する一方で、後述のように政府に対する交渉受諾への国際的圧力が強化され、これが交渉による紛争終結を求める国内諸勢力に力を与え、政府内部に影響力を及ぼしていくという特徴を有する。

以上のような変化のなかで紛争の成熟度が高まり、(4)のレベルに到達する。グアテマラのケースでは、「国内和解委員会」(Comisión Nacional de Reconstrucción, 略称CNR)の活動、米国の対中米政策の変化、ならびにグアテマラ和平プロセスの進展を積極的に支援するとともに、国連による仲介を働きかけた国際社会の動きが、状況打開へ向けて決定的な役割を果たしたと考えられる。なかでも米国、スペイン、ノルウェー、メキシコ、コロンビア、ベネズエラの6カ国は、1993年3月に「国連事務総長友好国グループ」を正式に発足させ、中立的立場から政府とURNGの双方に対する働きかけを強めていくのである。この友好国グループに米国が参加したことは、80年代の米国の中米政策の転換を示す重要なシグナルとしてグアテマラ政府と軍部に受けとめられたことは言うまでもない。

3. 国際社会の圧力

「成熟点」という概念から見るかぎり、CNRが結成された1987年の時点で政府とURNGの双方に対して交渉を受諾させるのに必要な枠組みが備わったと判断できる。だが、この時点ではURNGにも市民社会にも政府に対して交渉を受諾させるだけの影響力はなかった。政府の政策転換を決定づけたのは、人権侵害への非難を焦点に据えた国際社会からの圧力であった。

グアテマラ政府は、人権侵害に対する非難にさらされて1980年代初頭に国際的孤立状態に陥る。その後、民政移管によって国際社会への復帰を果たしたものの、80年代末から以下の事例が示すように再び激しい非難を浴び始めるのである。これらの「人権外交」の重要な促進要因のひとつとして、グアテマラにおける人権状況の改善を求めてアムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ・アメリカスなどの国際人権団体や欧米各国のNGOなどが展開する精力的な活動の影響を指摘しておかなければならない。

(1) 米国政府と議会

- 1989年6月、下院が約900万ドルの軍事援助の凍結解除の条件に、グアテマラ政府による人権犯罪の解明を求める決定
- 1989年12月、グアテマラ駐在米国大使が人権状況の改善を求める強い声明を発表
- 1990年3月、人権侵害の解明の遅れへの抗議としてグアテマラ駐在米国大使を一時召喚
- 1990年5月、国務省、CNRとURNGの対話を祝福し支持する声明を発表
- 1991年6月、人権侵害を理由に下院予算委員会が軍事援助の70%の削減を決定
- 1991年12月、政府軍によるサンティアゴ・デ・アティトランの市民20名の虐殺に対して経済援助の大幅削減を下院が決定
- 1992年1月、国務省人権報告にてグアテマラの人権状況を厳しく非難

(2) EC (当時) 諸国

- 従来より、人権状況の改善とODAの供与をリンクさせる政策をとっていたが、1990年にドイツ政府が人権侵害の悪化を理由にODAの直接供与を停止

(3) 国連

- 1990年11月、人権侵害を理由として国連経済社会理事会へのグアテマ

ラ政府の参加を拒否

- 1991年2月、国連人権委員会にてグアテマラの人権状況を厳しく批判
- 1992年11月、国連経済社会理事会への参加を再度拒否
- 1992年12月、国連人権委員会の独立専門家の報告書にて人権状況の悪化を詳述

このように、従来からみられた西欧諸国によるグアテマラの人権状況に対する非難に加えて、1990年2月選挙でのサンディニスタの敗北以後の米国の中米政策の転換が、グアテマラに対してはきわめて強い形での人権状況の改善要求として及びはじめるのである。その象徴が、1986年以来増加傾向にあった米国の軍事・経済援助の1990年を境とする急速な減少であり、これは人権状況の悪化が公的な理由とされていた⁽¹²⁾。また米国市民に対するグアテマラへの渡航自粛勧告の発布も、観光客がもたらす貴重な外貨収入の減少を招いた。

さらに1990年前半はNAFTAをめぐる米墨交渉が表面化する時期に当た⁽¹³⁾る。このような新たな国際環境のもとで、人権問題と和平交渉をめぐる対米関係の急速な悪化は、グアテマラ財界(CACIF)のなかで急成長を遂げつつあったマキラ産業を中心とする非伝統的部門に強い懸念を与え、1990年9月のCACIFとURNGの直接会談の実現へと向かわせていったと考えられる。人権侵害をめぐるグアテマラ政府への国際的非難の高まりと対米関係の悪化が、グアテマラ経済へのコストの増大に転換され、強硬派であったグアテマラ財界の姿勢を変更させ、URNGとの直接会談の受け入れを経て、政府に対する交渉受諾への働きかけへと向かわせたという構図を見て取ることができよう。

軍部の公式見解では、人権侵害に関する国際的非難はすべてURNGの外交戦略に従うものであり、論拠に欠けると一蹴していた。だが、軍内部では対外的に人権問題を克服できなければ、状況の打開は困難であるとの認識を抱く一派の発言力がしだいに高まり、1980年代後半から人事異動にも反映されはじめる。交渉を拒否したまま軍部への国際的非難を招き続けるよりも、紛

争終結後の軍部の機能転換を見越して、軍部の名誉と組織的利益を守るためには中米和平合意の枠組みに沿って交渉を受け入れ、形式的にせよ譲歩の姿勢を見せるほうが得策であるとする派が軍内部で形成されていくのである。これは、交渉の受諾をURNGの政治的勝利と見なす伝統的な思考様式に対して、交渉の拒絶こそが軍部の政治的敗北を招くと考えるまったく新たな思考様式への軍内部における転換のはじまりを意味する。

彼らは、軍事戦略的には民衆へ恐怖を植え付けるよりも、その支持の調達を目的とする社会活動 (military civic action) を重視し、政治的にはクーデターの企てを排除して文民政権を維持し、軍内部の権力については情報部ではなく専門職業軍が主導権をもつべきだと主張する。そして、セレン政権期にグラマホ (Héctor Alejandro Gramajo) 将軍が国防大臣に就任することによって、軍部の主要ポストを掌握しはじめるのである。交渉を拒否する「強硬派」(duras または “la cofradia”) に対して、この派は「組織擁護派」(corriente institucional または “el sindicato”) として知られるが、以後、双方のバランスの⁽¹⁴⁾変化が和平プロセスの動向に大きく作用していくのである。

第2節 仲介努力の高まり

次に、第三者による仲介の受諾から直接交渉の受諾へと至るグアテマラ政府のさらなる政策変化を、仲介の「強度」(intensity) という概念を用いて検討してみよう。仲介の強度とは低強度から高強度へ至る一連のプロセスとしてとらえられる概念であり、強度が高まるにつれて、紛争当事者に対する合意受諾への圧力が強まっていくものとする。⁽¹⁵⁾

低強度とは、仲介者を通じた紛争当事者間の間接的なコミュニケーション回路の設置を意味する。その後、交渉の中身と手順の設定およびその受諾への働きかけを経て、高強度な仲介努力では紛争の原因解決にまで踏み込んだ提案が行なわれる。高強度の仲介努力の開始とは、紛争当事者間のメッセン

ジャー的な仲介から、紛争終結への具体的提案を準備しその受入れを双方に迫る調停努力への移行を意味する。

グアテマラのケースでは、まず、仲介への試みはCNRの結成による市民社会の側からのイニシアチブの発現という形をとった。⁽¹⁶⁾ CNRは紛争当事者間の直接交渉へ向けての環境づくりとして、世界ルーテル教会連合（World Lutheran Federation）の支援を受け、国連事務総長の代理をオブザーバーとして迎えながら、1990年にURNGとの間でオスロ基本合意を締結する。ついで、第1表に示すように、同年を通じてURNGと国内諸セクターとの会談を実現させ、CACIFを除く各セクターとの共同声明を発表させるという成果をあげる。

その後、仲介の強度は、1991年4月のメキシコ合意で中強度に、94年3月の包括的人権合意の締結に至るプロセスにおいて高強度に移行していったと考えられる。このような移行を可能にした要因として、グアテマラにおける仲介努力がもつ3つの特徴を指摘できる。

第1は、紛争解決の枠組みをめぐる市民社会の合意形成に関する。CNRは発足当初から国内諸改革の実現を和平合意締結への条件と考え、改革の対象と範囲ならびにメカニズムに関する国内合意の形成を目的に、市民社会の各セクターおよび政府、軍部、政党の代表が参加する多様な対話の場を準備した。1989年3月に発足したフォーラム「国民対話」（Diálogo Nacional, 略称⁽¹⁷⁾ DN）は、およそグアテマラ社会が抱えるあらゆる問題の分野別協議の場として、次の4つの重要な成果を残した。

(1)政府とURNGのみの間で繰り広げられる秘密裏で排他的な交渉に対して、各セクターの要望をCNRの名で双方に提示し、和平交渉の対象範囲を拡大したこと。

(2)DNを引き継ぐ形で1994年5月に創設された市民社会協議会（Asamblea de la Sociedad Civil, 略称ASC）を通して、和平プロセスへの市民社会の参加を⁽¹⁸⁾制度化したこと。

(3)ゲリラないしそのフロントと規定されて軍部による迫害の対象となって

第1表 和平プロセス・クロノロジー (1987-1995)

1987年 8月	中米和平合意
9月	CNR創設
10月	マドリッドにて政府とURNG初の公式会談
1988年 8月	サンホセにてCNRとURNG初の公式会談
1990年 3月	CNRとURNGオスロ基本合意 (CNRとURNG)
6月	エル・エスコリアル合意 (URNGと9政党)
9月	オタワ会談 (URNGとCACIF)
9月	キト合意 (URNGと宗教団体)
10月	メテベク、アトリスコ合意 (URNGと労組・民衆組織, 学術団体)
1991年 1月	セラノ政権発足
4月	セラノ大統領の全体的和平イニシアチブ提案
4月	直接交渉の開始とメキシコ合意
6月	ケタロ合意
9月	人権分野での交渉決裂
10月	人権分野での交渉決裂
1992年 1月	人権分野での交渉決裂
5月	URNGの新和平提案
8月	PACに関する合意
10月	CCPPとの難民帰還に関する協定
10月	リゴベルタ・メンチュウヘノーベル平和賞
12月	ケサーダ司教の人権合意案
1993年 1月	在メキシコ難民の集団帰還開始
3月	友好国グループの発足
5月	セラノ大統領の自演クーデター
6月	セラノ大統領亡命
9月	ケサーダ司教の交渉再開提案
10月	デレオン政権の和平案
10月	ガリ事務総長の交渉再開への支援発言
11月	欧州同盟(EU)が政府和平案の修正を勧告
12月	ケサーダ司教が政府和平案を批判
1994年 1月	メキシコ合意
3月	包括的人権合意
5月	ASC創設
6月	難民の再定住問題に関する合意
6月	真相究明委員会の設置に関する合意
9月	MINUGUAの創設
11月	先住民族の権利に関する交渉決裂
11月	MINUGUAのグアテマラでの活動開始
12月	先住民族の権利に関する交渉決裂
12月	ガリ事務総長が交渉再開と早期和平を要請
1995年 3月	先住民族のアイデンティティと権利に関する合意
8月	社会経済的側面と農業状況に関する交渉決裂
9月	社会経済的側面と農業状況に関する交渉決裂

(出所) 筆者作成。

きた民衆組織やマヤ民族組織をDNとASCに招き入れ、市民社会の代表としての正統性を与えたこと。

(4)DNとASCにおける協議を通して、セクターや民族、活動地域・分野の相違を横断する種々のフォーラムや連絡会議、調整会議などが結成されたこと。その結果、複雑に分裂・対立していたグアテマラ社会にはじめて対話と和解、共存のための場が作りだされたこと。

ただし、オスロ基本合意の枠内では、URNGとマヤ民族との会談がセットされなかったばかりか、URNGが各セクターと行なった会談の場にもマヤ民族組織の代表が招かれることはなかった。とりわけ、キトにおける宗教団体との会談にマヤ民族の代表が招待されなかったことは、マヤ宗教者の間で激しい批判を呼び起こした。マヤ民族がもつラディーノへの歴史的な不信のうえに、このような経緯も加わって、その後の和平プロセスでは「先住民のアイデンティティと権利」をめぐる交渉が最大の障害のひとつとなっていくのである。

第2の特徴は、CNRの代表であるケサーダ (Rodolfo Quesada) 司教と彼を支えるグアテマラ・カトリック司教団を仲介の責任者に据えた点にある。司教自身は、あくまで受動的な仲介者 (conciliador) を名乗り、ロー・プロフィールを装ってはいたが、グアテマラ社会におけるカトリック司教団の威光と権威を十分に用い、双方に調停案を示しながら公式の場で回答を求めるなど、実質的には調停者 (mediador) としての役割を果たしてきた。同司教の努力に対して、オスロ基本合意から1994年の包括的人権合意の成立への立役者となったとの高い評価も寄せられている。⁽¹⁹⁾

通常、和平交渉では第三者による中立で不偏不党な仲介が有効であるとされるが、グアテマラでは名門出身の司教を頂点に名士たちからなるCNRが中心となって、紛争当事者間および市民社会との合意形成へ向けての仲介・調停を開始したのである。

グアテマラのカトリック司教団は、1989年に発表された教書『土地を求める叫び』に象徴されるように、タブー視されてきた根底からの農地改革の必

要性をマヤの宇宙観を引用しながら訴えるなど、同国の構造的暴力を激しく正面から告発することで知られている。また、1992年の教書『福音の500年』では、グアテマラにおけるカトリック教会の歴史的な誤りと罪について先住民民族に対して公式に謝罪するとともに、民族和解への願いと貢献を表明している。さらに、カテドラルの敷地内にオフィスを構えるカトリック人権事務所は、人権侵害事件の情報収集と究明に関するもっとも信頼にたる機関として国内外で高い評価を博している。このように、グアテマラにおける和平交渉の仲介は、国内の中立でも不偏でもない (partial insider)⁽²⁰⁾、解放の神学にいう多数者の視点を選択した人物によって、まず担われたのである。

第3の特徴として、国際社会におけるいわゆるミドルパワー諸国による仲介努力の積み重ねを指摘できる。政府側が「テロリスト犯罪者集団」と規定してきたURNGと市民社会の諸セクターとの会談をCNRとともに準備し、会場を提供したノルウェー、スペイン、エクアドル、カナダ、メキシコの貢献は、とりわけ注目に値する。これら諸国の在グアテマラ大使館への脅迫行為が続いたことは、マスコミ報道を通して知られており、かなりのリスクを伴うものであったことが窺い知れる。

さらに、北欧諸国やEC (当時) は、グアテマラ政府への援助の直接供与を停止ないし削減する反面、難民や帰還難民の支援、NGOを通じた草の根開発、グアテマラの民間調査機関による人権調査や社会状況の調査に資金を提供している。また、これら諸国の現地大使館の代表が、CNRや諸宗教団体が主催する市民団体との会合に積極的に参加し、時にはジャングル地帯まで足を運んで軍部がゲリラのフロントや支持基盤と決めつける国内避難民の集団「抵抗の共同体」(Comunidad de Poblaciones en Resistencia, 略称CPR)との会合に参加してきたことは、人道援助と相俟って人権擁護に不可欠な諸制度の構築と国内和解の進展に少なからぬ貢献をなすものといえよう。国連人権委員会の報告書が毎年指摘するように、このような民衆組織の活動が保障されることが、グアテマラの平和と民主化の促進のための必要条件なのである。

国連による調停と検証活動の開始は、以上のような仲介努力があって初め

て可能となったといえる。近年、グアテマラと人権問題、民族問題への日本社会の関心が徐々に高まりを見せており、市民団体による人権状況の調査や現地での草の根協力活動も開始されている。この意味で、和平プロセスの進展へ向けて欧米諸国と足並みをそろえた日本政府の協力と圧力の強化が、日本国内はもとより、国際的にも、またグアテマラの民衆組織や人権団体の間でも期待されていることを指摘しておきたい。

第3節 紛争の「転換」

紛争解決理論における「転換」とは、ひとつには安全保障の概念を対外的安全保障から国内安全保障に転換したうえ、その領域をイデオロギーと軍事領域から人権問題へと転換することを意味する。さらに、国内安全保障の問題を、人権保障の観点からとらえて、人権侵害を市民と国家の双方の安全に対する脅威と規定し直したうえで、紛争当事者に対して市民的・政治的権利と社会的経済的権利を不可分な人権として認知させることを意味する。⁽²¹⁾ エルサルバドルの和平プロセスの場合、1990年4月のジュネーブ合意から同年7月の人権合意（サンホセ合意）の成立に至る交渉過程において、この転換にみごとに成功している。

一般的にこの転換に成功するか否かが和平プロセスの進展にとって重要な鍵となるが、グアテマラの事例でも、まさにこの問題をめぐってケレタロ合意から2年以上にわたって和平プロセスが行き詰まってしまったのである。国際紛争とは異なり、グアテマラ紛争のケースで焦点となるのは、対内安全保障の領域における軍事領域から人権問題への転換であった。この点に関し、ケレタロ合意後も政府側がまず停戦と武装解除を実現したうえで社会経済改革を実施するよう主張していたのに対し、URNGは停戦よりも改革を先に要求し、双方の主張は真っ向から対立していた。

グアテマラの文脈では、この転換の成否は次の3項目に及ぶ人権問題の打

開にかかっていた。

(1)軍部の補助機関としての準軍事組織の解体。自警団 (Patrullas de Autodefensa Civil, 略称PAC) として知られるこの組織には、1982年以来、農村部を中心に100万人近い男性が徴用され、もっとも身近な人権侵害の原因となっている。国連人権委員会の1992年と93年の報告書の指摘によれば、グアテマラでは軍部から各共同体のPACへと国家の抑圧機構が分権化されており、PACの指揮官は政治状況を敵か味方かの二分法で判断するよう教え込まれているため、文民政府の統制や司法機関の権限が末端部まで及ばないの⁽²²⁾である。URNGがPACの即時解体を求める一方、政府は最終的和平合意の締結後の解体を主張していた。

(2)人権合意の履行時期。URNGが人権合意の締結と同時に、合意内容の履行を求めていたのに対し、政府は最終的和平合意の締結後の履行を主張していた。

(3)真相究明委員会の設立。URNGが紛争勃発以降の人権侵害の真相を調査する委員会の設立を交渉アジェンダに組み込むことを主張していたのに対し、政府側、とりわけ軍部は断固として拒絶していた。⁽²³⁾

このほかにもURNGは、実態として貧農、なかでも先住民民族の若者を強制的に徴兵する差別的徴兵制度の廃止、人権侵害の犠牲者に対する政府の補償、軍事法廷の解体などを要求していたが、政府側が譲歩する姿勢はまったくみられなかった。

1991年後半から翌年初頭にかけて3度にわたって、人権問題をめぐる直接交渉がもたれたものの、すべて決裂する。URNGが基本的人権はいかなる状況のもとでも擁護されるべき権利であるとして、まず、人権合意を締結し即座に履行することを要求していたのに対し、軍部は人権侵害の原因を紛争に帰し、紛争終結が必然的に人権侵害の終わりをもたらすという立場を譲らなかったためである。

このような状況のもとで、ケサーダ司教による仲介努力が続けられ、1992年5月にURNGが新提案を発表する。これは、1991年のメキシコ合意に盛り

込まれた11項目の交渉アジェンダのなかから、停戦と武装解除、政治社会への復帰の3項目を分離し先送りを提案したものであった。だが、自作自演のクーデター失敗によるセラノ政権の崩壊とその後の国内政治の混乱を受け、和平プロセスは停滞を続けた。

だが、クーデターの企ては、和平プロセスへの国際社会の関心の高まりをもたらし、友好国グループの働きかけを強化することにつながった。さらに、人権擁護官から大統領に就任することになったデレオン (Ramiro De León Carpio) は、政府と軍部を正面から批判する精力的な人権擁護活動によって市民社会およびURNG、さらには国際社会の信頼を培っていた。URNGもデレオンの就任直後に個別会談への期待を示すなど、国内外で和平交渉再開へ向けての気運が急速に高まっていった。

1993年10月、デレオン政権が新たな和平案を発表する。この提案は基本的に紛争の転換へ向けた次のような特徴を備えていた。

(1) ケサーダ司教のCNRからの辞任を認め、政府が任命したエクトル・ロサーダ (Héctor Rosada Granados) を代表とし、軍部の高官を含む和平委員会を設置する。

(2) CNRに代わり、国連が第三者として交渉の仲介にあたる。

(3) 今後の交渉アジェンダを紛争の原因にかかわる実質的問題と武力対決の終結に関する手続き上の問題に分離したうえ、前者を市民社会の代表からなるフォーラムに委ね、後者を政府とURNGとの直接交渉の対象とする。⁽²⁴⁾

この新提案により双方の主張が紛争の転換へ向けて重なり合いはじめるが、実質的問題を合意の期限を定めぬまま直接交渉から切り離す政府案は、URNGに対して無条件降伏を迫るものと同じであり、到底受け入れられるものではなかった。⁽²⁵⁾

第4節 和平交渉の進展, 1994-95年

1. 包括的人権合意の締結

新提案以後、ケサーダ司教の率いるCNRによる仲介から国連による調停へ移行し、和平プロセスは再び新たな局面を迎えることになる。1994年1月、政府の要請を受けた国連の働きかけにより直接交渉が再開され、メキシコ合意にて以下の特徴をもつ交渉枠組みが決定された。

(1)国連事務総長の任命する代理人が直接交渉の調停機能を担い、和平合意締結へ向けての提案を行なうことを認める。

(2)国連に対し実質的問題および手続き上の問題双方に関する合意の検証を要請する。

(3)和平合意へ向けて友好国グループが果たす中立的役割を認める。同グループは、事務総長の代理人を支援するとともに、合意事項の履行に関する「名誉の証人」(testigos de honor)としての機能をもつ。

(4)実質的問題および手続き上の問題の双方を直接交渉の対象とする。

(5)実質的問題に関する合意形成の場としてASCの創設を認める。ASCは各アジェンダに関する勧告を準備し、国連事務総長の代理人、政府、URNGの三者に伝えることとするが、勧告自体は拘束力をもたない。ASCには、正統性、代表性、合法性の3要件を満たすグアテマラ社会のあらゆる非政府部門が参加できるものとし、ケサーダ司教に代表就任を要請する。⁽²⁶⁾

メキシコ合意以後、再び人権問題を焦点として直接交渉が行なわれ、1994年3月に次の8項目からなる人権合意が締結される。その後も実態としては人権侵害が減少するどころか、むしろエスカレートする傾向さえみられるが、国際的な圧力を受けた政府側のかんりの譲歩によって紛争の転換に成功したことは、和平プロセスの大きな進展を意味する。

PACの解体時期に関しては政府側の要求が通り、実質的に和平合意の調印後の課題として残されたが、人権合意の履行時期に関しては和平合意の締結を待たずに、即座に国連による検証を要請することで合意に達した。このことは、実質的問題の解決へ向けての重要な一步であると評価できる。

(1)人権保障制度の強化。司法制度の改革と人権擁護官がもつ権限の強化を実現する。

(2)人権犯罪の免責 (impunidad) の廃止。強制的失踪や超法規的殺害に関する刑法を改正するとともに、人権犯罪に関する軍人の法的特権を廃止する。

(3)非合法治安機関の解体と市民の武器保有の取締り。

(4)自警団 (PAC) への強制的参加の有無の確認。住民からの告発が行なわれた場合、人権擁護官は、即座に調査を開始し、PACが自由意志にもとづく参加であることを参加者に対して公けの場で説明する。そのうえで、なんら圧力を受けぬ状況のもと、参加者の意志を確認する。また、政府はPACの新設を奨励しない。

(5)強制的差別的徴兵の廃止。和平合意後に新たな徴兵令を制定する。

(6)人権団体の保護と活動の保障。

(7)人権侵害の犠牲者への賠償と援助。

(8)国連による検証。⁽²⁷⁾

人権合意と同時に、以下の交渉アジェンダとスケジュールに関する合意も調印された。これは直接交渉の再開から1年で和平合意の調印を目指すという、異例のスピードでの合意締結を想定したものであった。

(1)武力紛争により出身地を追われた住民の再定住。合意調印予定は1994年5月。

(2)先住民族のアイデンティティと権利。同6月。

(3)社会経済的側面と農業状況。同7月。

(4)民主主義社会における文民権力の強化と軍部の機能。

(5)URNGの政治社会への再統合の基盤と最終的停戦合意。(4)と合わせて9月に調印予定。

- (6)憲法改正と選挙制度の改正。10月に調印予定。
- (7)これまでの合意の履行と検証のための期日の設定。同11月。
- (8)確固たる持続的和平合意の調印と武装解除の開始。同12月。⁽²⁸⁾

2. 国連人権検証団

和平合意を受けて、ガリ事務総長はまず事前調査団を派遣し、その報告を受けたうえで、同年8月、国連総会に対して人権検証団の設置を要請する。事務総長は安保理に合意の検証を要請する意向であったが、検証団が強い権限をもつことを恐れるグアテマラ政府の反対のために、総会の決定に委ねられることになった。そして要請の翌月、北欧諸国を代表するノルウェー、EUとオーストリアを代表するドイツ、ならびにカナダの各国政府によるグアテマラの人権状況の改善を求める強い調子の演説に支えられ、⁽²⁹⁾国連総会の全会一致で国連グアテマラ人権検証団（Misión de las Naciones Unidas de Verificación de la Situación de los Derechos Humanos de Guatemala, 略称 MINUGUA）の発足が決議された。こうして人権合意から8カ月後の11月21日、半年間の任期（更新可能）で総勢300名の人員をもって検証活動が開始される運びとなった。⁽³⁰⁾

MINUGUAの責任領域（mandate）は基本的に3分野からなる。

(1)包括的合意事項の検証。これは憲法およびグアテマラが批准する国際人権法が保障する権利の侵害の有無を検証する任務である。ただし、検証の対象はMINUGUAの発足以後に生じた事例に限定される。検証プロセスは、個人または団体による侵害の申立ての受付け、申立て受諾の検討、政府による検証のフォロー、侵害の有無の判断および公表からなる。この検証の方法は、人権擁護官との協調のもとで、国内NGOとも密接な連絡を保ちながら、政府の当該機関が「憲法および国際人権法に従って自律的、効率的」に調査を実施しているかどうかを確認する形をとる。また、MINUGUAが政府とURNGに行なう勧告の履行状況を検証するために、両者との個別協議メカニ

ズムをそれぞれ設置する。さらに、勧告の履行に向けてMINUGUAが必要な支援を与える。

(2)個別的合意事項の検証。これは上記合意の(1)から(7)の各項目の検証に相当する。

(3)人権擁護機関の強化のための協力と援助。国連加盟国による自発的な拠出をもとに国連システムを通して、人権擁護官、内務省、司法およびその付属機関、国家警察、NGOに対する協力プログラムをMINUGUAの調整のもとで実施する⁽³¹⁾。

この国連による人権検証活動はエルサルバドル、カンボジア、ハイチについて4度目であるが、国連自らが対象国におけるNGOを含む人権擁護機関の強化に協力・援助することは初めての試みである。この責任領域を遂行するために国連事務総長により「グアテマラ和平プロセスのための信託基金」が創設されたが、1995年6月の時点ではノルウェーが100万ドルを拠出したのみである⁽³²⁾。エルサルバドルのケースでは、検証団自らが人権状況を調査する権限をもっていた反面、国内の人権擁護機関の強化が行なわれなかったという教訓を残した。このためグアテマラの場合、政府の抵抗によりMINUGUAの権限は情報の収集に限定され、調査自体は政府の当該機関に委ねられた反面、撤退後を見越した人権擁護機関の強化支援が新たに責任領域に組み込まれたのである。

この背景には、グアテマラの人権状況および擁護機関の機能に関してMINUGUAが抱ききわめて厳しい認識が存在している。この認識は、たとえばMINUGUAの代表に就任することになる国連難民高等弁務官事務所のレオネル・フランコが率いた事前調査団の結論からも読み取れる。「30年を超える武力対立、広範な極貧状況、きわめて長期間にわたる先住民の周縁化、司法と警察を司る国家機関の弱体さが、十分な人権擁護を制約する構造的な要因となっている」⁽³³⁾。

グアテマラにおける人権侵害の歴史と現状を知るものならば、この状況が数年のうちに大きく改善されるとは思わないであろう。筆者はこの数年、グ

グアテマラ国内のさまざまな人権団体の協力を得て、人権状況に関する実地調査を行なっている。人権合意の締結後も3度、現地を訪れて複数の村でPACに関する調査を行なった。1995年1月13日にはグアテマラではじめて、人権擁護官の立合いのもとでPACを解体し、軍部から購入した武器を燃やすとの情報に接し、人権団体や報道関係者とともにキチェ県マクツル・セグンド村へ赴いた。だが、現場には軍部の中佐、私服情報部員、県知事、近隣の46の村のPACの司令官らがつめかけ、結局、キチェ県の人権擁護官（同地域を管轄する大佐の息子）がPACへの「自由意志にもとづく参加を確認」し、そのまま存続することとなった。人権合意の規定する「なんら圧力のない状況のもとで参加の有無を確認する」ことが一見してできなかつたにもかかわらず、この間、MINUGUAの2名は、なすすべもなく立ち尽くしているのみであった。⁽³⁴⁾

だが、グアテマラ市民、とりわけ人権団体や民衆組織がMINUGUAに寄せる期待は非常に強く、各地で自発的にMINUGUAに協力するようキャンペーンを行なっている。MINUGUAの検証活動が、なによりも市民からの申し立てに依拠していることを考えるならば、これまで厳しい抑圧状況にさらされ続けてきた彼らの信頼を得るには、より精力的な活動が要請されているといえよう。同時に、MINUGUAの成功は、広報担当が強調するように、人権状況の改善を求める国際社会の積極的な協力と圧力にかかっているのである。

3. 和平交渉の現状

人権合意の締結後、真相究明委員会の創設問題が国内安全保障分野で残された最大の課題となった。国家による市民に対する体系的な人権侵害の真相究明は、人権保障体制の確立のための必要条件として、チリ、アルゼンチン、エルサルバドルでこれまで実施されてきた。これは過去に激しい人権侵害が行なわれた国における人権の保障には、まず、人権犯罪の真相を究明

し、犯罪者が免責され続けてきた構造を解体することが不可欠であるとの認識が中南米において定着しつつあることを示すものである。人権犯罪の免責構造とは、人権犯罪を犯した者が決して法的に処罰されないという確信、および被害者が決して告発を行わず、司法調査が実施されないという2つの確信から成立している。⁽³⁵⁾

1994年6月13日にオスロにて政府・軍部とURNGが、和平合意の調印後に、国連の調停者を長とする真相究明委員会を設置し、30年以上にわたる人権侵害について調査することに合意する。この合意は、人権犯罪の犠牲者らがつくる諸団体や国内外の人権団体による精力的な活動に加えて、ノルウェーおよび米国両政府による軍部への説得工作が効を奏して「真相を求める権利」が人権の新たな構成要素としてグアテマラにおいても認知されはじめたことを意味する。

グアテマラ国内の人権団体や民衆組織は、調査期間が1年以内と不十分であることや、調査に際しては人権犯罪の責任者の個人名を明記しないなど当初から恩赦を盛り込んだ内容であり、真相究明委員会の活動が事前に骨抜きにされているとの批判を表明している。もっともな批判ではあるが、これまで軍部の激しい反発のために交渉アジェンダに組み込むことさえできなかったことを考えるならば、国連が関与する真相究明委員会の設置にとりあえずこぎつけた成果は大きいといえよう。

1994年6月17日にはオスロにて再定住問題に関する合意が締結された。同合意の内容は92年10月にメキシコに逃れた難民の代表機関である難民常設委員会(Comisiones Permanentes de Refugiados de Guatemala, 略称CCPP)と政府の間に結ばれた協定に依拠している。しかしながら、細則の規定は今後の課題であり、政府の義務および権限と再定住民の権利の間に矛盾点がみられたり、履行の期限が明記されないなど、解釈をめぐる紛糾が両者の間ですでに表面化している。たとえば、国連の推計によれば、グアテマラの国内避難民は約19万人とされるが、避難民自らが結成する国内避難民協議会(Consejo Nacional de Desplazados de Guatemala, 略称CONDEG)は100万人という数値をあ

げており、個々の避難民の認定をめぐる大きな混乱や対立が存在する。

国内避難民と国外難民が共通して直面する問題のなかでも最大のものが、土地の喪失と家族および共同体の崩壊である。親族を殺害された末の12年間におよぶ難民生活の間に、グアテマラ政府は彼らの土地を「自発的に放棄された土地」と規定している。この間、軍部の手で土地なし農民の植民政策が推進され、軍部の管理の下で「モデル村」や開発拠点が形成されてきた⁽³⁶⁾。さらに、人権合意の締結後も難民の帰還地域または帰還予定地域における軍部やPACの活動強化が各地で報告されている⁽³⁷⁾。

また、再定住に関わる資金上の問題も合意履行の障害となっている。国内避難民と国外難民を合わせて少なくとも20万人を上回る人々の再定住には、グアテマラ政府の負担能力をこえた莫大な資金が必要とされる。再定住と自立化支援に係わるプロジェクトは、政府および再定住民の代表との協議のうえで国連開発計画（UNDP）が管轄して進めることで合意が成立している。和平プロセスの要のひとつでもある再定住問題への資金面での国際協力が急がれる。

6月に調印が予定されていた「先住民族のアイデンティティと権利」は、5回にわたる交渉が繰り返された結果、1995年3月末について調印に至った。マヤ民族の諸団体は調整会議（Coordinación de Organizaciones del Pueblo Maya de Guatemala, 略称COPMAGUA）を結成してASCに参加し、ASCを通してマヤ民族の権利を政府とURNGの双方に主張し続けていた。COPMAGUAの主張は、多民族国家への転換、政策決定・実施・監査への先住民族の参加、先住民族共同体の権威と慣習法の認知、土地に対する歴史的権利の回復、先住民族への教育権の付与、社会の非軍事化の6項目からなる⁽³⁸⁾。

合意文は、先住民族のアイデンティティの規定、先住民族差別の歴史と現状、文化、市民、政治、社会、経済の各分野における多岐にわたる権利の規定など7部から構成されている。合意ではグアテマラを「多民族、多文化、多言語からなる国」と規定したうえ、これまで「後進性」の原因、発展の障害と規定され続けてきた先住民族の文化が、「発展の主役」としてはじめて

肯定的積極的に評価されている。すなわち、COPMAGUAの要求項目のうち、土地に対する権利および社会の非軍事化を除く4項目が基本的に認知されており、ケレタロ合意とともに従来 of 国家と社会の関係を根底から変革する可能性が示されている。

ただし、同合意は最終的和平合意の調印後にはじめて発効するものであり、先住権の基盤をなす土地に対する歴史的権利をめぐる交渉自体も先送りされている。また、公用語の制定、教育内容の改革など諸権利の履行に際しては、政府と先住民族の同数の代表からなる委員会を項目ごとに結成し、細則を規定してゆく仕組みとなっている。このため、先住民族の内部においても代表権をめぐる競合関係の高まりが予測される。先住民族の権利問題は、先住権を主張する諸集団間の協力と団結のありかたに、まず委ねられたのである。

おわりに

グアテマラ和平プロセスは、とりあえず人権分野に関する対立が克服されるとともに、最大の難関のひとつであった先住民族の権利とアイデンティティに関する合意の成立をみた。しかしながら、紛争の原因を構成する実質的問題である土地所有をめぐる交渉は1995年8月の時点で半年以上も停滞したままであり、そのため停戦と武装解除に関する手続き上の問題の交渉に入れない状態が続いている。1995年11月には総選挙が予定されており、メキシコ合意が定めた8点の交渉アジェンダのうち、社会経済的側面と農業状況を含む6点は実質的に次期政権に委ねられ、翌年に持ち越されることとなった。

実質的問題の焦点である土地所有構造の改革と社会の非軍事化は、500年間にわたるグアテマラの国家と社会の根幹にかかわる問題であり、URNGの軍事的圧力が大きく後退した現状では、合意へ向けてASCに代表される市民社会の諸セクターの力が真にためされているといえる。社会の非軍事化に

関しては、グアテマラを除く中米地域全体で非軍事化が進みつつある。また、土地所有構造に関しても中米経済のグローバリゼーション化と構造調整の進展により、広大な遊休地を抱える非生産的な大農園の存在は明らかに時代遅れとなっている。もちろん大農園の改革がそのまま零細農や土地なし農民を利するわけではない。だが、彼らに農村部における雇用機会の増大をもたらさないような改革は、農地紛争の激化をもたらすだけであろう。

和平交渉の行方は定かではない。だが、これまで指摘してきた国際社会およびグアテマラ国内の諸変化は、政府とURNGの双方を最終的和平合意の調印へ向かわせる方向に依然として作用しているといえる。さらに1995年8月、中米議会政治委員会の呼びかけを受けて、グアテマラ政府とURNG、ならびに合法諸政党の代表がパナマに集い、政権交替後もこれまで調印された合意を支持するとともに、和平交渉を継続して進める合意文書に調印した。さらに同合意では、URNGがゲリラ活動の開始以来はじめて選挙期間中の軍事行動を一方的に放棄することを明言し、国民に対して投票を呼びかけている。⁽³⁹⁾

以上のような国内外での変化のダイナミズムは、もはや軍事力やテロの恐怖によっては諸権利の確立と必要な国内改革を抑制しえないレベルに達しているといえる。

[追記]

1996年1月に新政権が発足した。社会経済的側面と農業状況に関する交渉は、政府代表団の再編のち再開される予定となっている。

[注]

- (1) 1982年2月のURNG結成前後の経緯、各構成組織の特徴等については、次を参照。José González & A. Campos, *Guatemala: un pueblo en lucha*. Madrid: Editorial Revolución, 1983.
- (2) フィゲロア・イバーラやアスプル・デクエスタスの指摘による。戦争それ自体は一般のグアテマラ国民が日常的に懸念する問題群のなかで10位内にかろうじて入る

- 程度だという。Carlos Figueroa Ibarra, "El protagonismo de la URNG llevaría a su debacle," *Crónica*. Año VIII, Núm. 359, 13 de enero de 1995, p.35./ Dinorah Azpúru de Cuestas, "Posibilidades de paz: nuevo rumbo para Guatemala," in Rafael Vergara et al., *Procesos de negociación comparados en Africa y América Latina*. Guatemala: FLACSO, 1994, p.121.
- (3) 紛争勃発時の要因に関する最近の研究として以下を参照。Susan Jonas, *The Battle for Guatemala*. Boulder: Westview Press, 1991./ Piero Gleijeses, *Shattered Hope*. Princeton: Princeton University Press, 1991./ Jim Handy, *Revolution in the Countryside*. Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1994.
- (4) 1980年代に出現した新たな社会運動を類型化した研究として次を参照。Santiago Bastos & M. Camus, *Quebrando el silencio*. Guatemala: FLACSO, 1993./ Humberto Flores Alvarado, *Movimiento indígena en Guatemala: diagnóstico y expresiones de unidad*. Guatemala: INAP, 1993./ Víctor Galvez Borrell, "Estado, participación popular y democratización," in V. Galvez Borrell, R. Poitevin & C. González, *Estado, participación popular y democratización*. Guatemala: FLACSO, 1994.
- (5) たとえば人類学者デイヴィスは、1980年代初頭に行なわれたマヤ共同体への「ヒロコースト」はスペインの征服に匹敵し、その構造的影響が判明するには数十年が必要だろうと指摘している。Shelton Davis, "Introduction," in Robert M. Carmack ed., *Harvest of Violence*. Norman: University of Oklahoma Press, 1992, p.21. また、暴力をマヤ共同体の内面から捉えた研究として、Kay B. Warren, "Interpreting *La Violencia* in Guatemala: Shapes of Mayan Silence & Resistance," in K. B. Warren, *The Violence Within*. Boulder: Westview Press, 1993を参照。
- (6) 1970年代末から80年代初頭にかけてグアテマラ軍が戦略的にジェノサイドを行なったことは種々の研究や証言からよく知られている。最新の研究として次を参照。Ricardo Falla, *Masacres de la selva*. Guatemala: Editorial Universitaria, 1992. 政府軍の高官では、エクトル・グラマホ将軍が作戦対象地域の住民を100%殺害するジェノサイド戦略の実行を認めている。*Central America Report*. 22 Nov.1991に同将軍の証言が引用されている。
- (7) *Acuerdo de temario general*. México, 26 de abril de 1991.
- (8) だが、この合意が規定する参加民主主義とは「グアテマラ社会を構成する政治勢力および諸セクター」という社会集団を単位とする参加に限定されており、民族集団を単位とする参加は想定されていない。この意味で、グアテマラ社会の基本構造および民族運動の高揚を反映した国家と社会の将来像ではなかった。*Acuerdo marco sobre democratización para la búsqueda de la paz por medios*

políticos-Acuerdo de Querétaro. México, 25 de julio de 1991.

- (9) アギレラ・ペラルタの指摘による。Gabriel Aguilera Peralta, *Los temas sustantivos en las propuestas para la paz*. Guatemala: FLACSO, 1994, p.23.
- (10) Luis Alberto Padilla, “La intermediación: un análisis comparativo,” *Revista de IRIPAZ*. Año 2, Núm.4, p.131.
- (11) 共同声明は「お互いの提案を伝えあった」と記されているのみである。会談の翌日、外務大臣は「恩赦の可能性を公式に与えたので、今後は会談の必要はない」と発言し、軍報道官は「ゲリラ側が合法的生活へ入る意志をもたぬことが明らかになった点で（会談は）有益であった」と述べている。IRIPAZ, *Cronologias de los procesos de paz*. Guatemala: IRIPAZ, 1991, p.37.
- (12) 人権状況の悪化が援助削減の最大の要因であると考えるのはナイーブであろう。重要なのは人権状況の悪化を公的の理由としてグアテマラ政府に譲歩を求めるシグナルが送られたことである。援助額の動向については、次を参照。James Dunkerley, *The Pacification of Central America*. London: Verso, 1994, p.145, Appendix 7 & 8.
- (13) 1990年3月27日にウォール・ストリート・ジャーナル紙が米墨自由貿易協定へのメキシコ側の働きかけをリークし、同年5月にはサリーナス大統領が国民に働きかけを認める説明を行なっている。9月にはブッシュ大統領が交渉受け入れを議会に通達した。
- (14) Fundación Myrna Mack, “Notas de la coyuntura en Guatemala,” mimeo, enero de 1995, p.2. ただし、強硬派が情報部、組織擁護派が正規軍にそのまま色分けされているわけではなく、情報部の中枢ポストは、軍内部の勢力バランスに応じて両派の間を移行するとみるべきであろう。趨勢の変化としては、組織擁護派の力が相対的に増大しているとみられるが、強硬派も1994年6月に国家警察を管理する内務次官のポストを奪還するなど、重要な政策に関しては拒否権を保持している。

グラマホ将軍の評価に関しては研究者の間でさまざまに見解が分かれるが、反乱鎮圧作戦のやりかたに不満を抱く実戦部隊の将校団が右翼政治家と組んで企てた88年5月のクーデターを阻止したのは、明らかにグラマホ将軍の力であり、対ゲリラ戦略上および対米関係上の考慮にもとづき、文民政権を守ったといえる。1989年5月のクーデターはグラマホ将軍の追い落としを主目的としていたが、この失敗で将軍の発言力が軍内部および政府内部の双方でさらに高まることになった。Robert H. Trudeau, *Guatemalan Politics*. Boulder: Lynne Rienner Publishers, 1993, pp.130-133./James Painter, *Guatemala: False Hope, False Freedom*. London: CIIR/LAB, 1987, pp.85-88. 組織擁護派の和平合意後を踏まえた戦略を代表するものとして、次を参照。Héctor Alejandro Gramajo, “Comentario a la reconversión militar en América Central,” in Alain Joxe et al., *Reconversión militar*:

- elementos para su comprensión*. Guatemala: FLACSO, 1993, Debate No.19.
- (15) Padilla, "La intermediación..." pp.134-135.
- (16) 国内和解委員会の責任領域は中米和平合意によって規定されている。委員会は、政府、司教団、合法野党、ならびに政府と与党に属さない市民社会の名士の各正副代表から構成されている。詳細は明らかではないが、米国の民主化基金 (National Endowment for Democracy) が活動資金の重要な一部となっている点は、米国政府のグアテマラ政策の変化を示すものとして注目される。CNR. No.4, junio 1991.
- (17) DNにはCNRが承認した14のセクターの代表が参加している。URNGの参加は政府の反対で実現しなかったが、2つの亡命政治組織が特別ゲストとして参加する一方、CACIFは当初から参加をとりやめている。DNの活動報告として次を参照。CNR, *Diálogo Nacional*. Guatemala, 1991.
- (18) ASCは次の11セクターの代表から構成されている：政党、経営者、宗教団体、民衆組織、労働組合、協同組合、マヤ民族、NGO、報道機関、人権団体、女性団体。
- (19) Tulio Alvarez, "La sociedad civil afina instrumentos," *Noticias de Guatemala*. Año XVI, Núm. 217.
- (20) Padilla, "La intermediación..." p.134.
- (21) *ibid.*, pp.134-135.
- (22) United Nations, *Report by the Independent Expert, Mr. Christian Tomushat, on the Situation of Human Rights in Guatemala*. (E/CN.4/1993/10), 18 December 1992, pp.54-55./Naciones Unidas, *Informe de la Experta Independiente, Sra. Mónica Pinto*. (E/CN.4/1994/10), 20 de enero de 1994のB項を参照。
- (23) Aguilera Peralta, *Los temas sustantivos...*, p.24.
- (24) *ibid.*, p.25.
- (25) この政府案に対しては、ケサーダ司教をはじめ国内はもとより、欧州連合 (EU) も批判を加えている。Gabriel Aguilera Peralta & K. Ponciano, *El espejo sin reflejo: las negociación de paz en 1993*. Guatemala: FLACSO, 1994, p.52, 55.
- (26) *Acuerdo marco para la reanudación del proceso de negociación entre el gobierno de Guatemala y la Unidad Revolucionaria Nacional Guatemalteca*. México, 10 de enero de 1994.
- (27) *Acuerdo global sobre derechos humanos*. México, 29 de marzo de 1994.
- (28) *Acuerdo calendario de las negociaciones para una paz firme y duradera en Guatemala*. México, 29 de marzo de 1994.
- (29) Raúl Molina, "Guatemala en la mira internacional," *Noticias de Guatemala*. Año XVII, Núm. 222, pp.13-14に発言内容が引用されている。
- (30) Naciones Unidas, Asamblea General, *Misión de Verificación de los Derechos Humanos y del cumplimiento de los compromisos del Acuerdo global sobre*

- derechos humanos en Guatemala.* (A/RES/48/267), 28 de septiembre de 1994. 1995年6月の時点で、MINUGUAは国連職員103名、国連ボランティア73名、文民警察官41名、軍人連絡官10名ならびに現地スタッフ112名の総勢339名から構成されている。
- (31) Naciones Unidas, Asamblea General, *Establecimiento de una misión de verificación de la situación de los derechos humanos en Guatemala.* (A/48/985), 18 de agosto de 1994.
- (32) Naciones Unidas, Asamblea General, *La situación en Centroamérica: procedimientos para establecer la paz firme y duradera, y progresos para la configuración de una región de paz, libertad, democracia y desarrollo. Anexo. Segundo informe del director de la Misión de las Naciones Unidas de Verificación de los Derechos Humanos en Guatemala.* (A/49/929), 29 de junio de 1995, 5項。
- (33) Naciones Unidas, *Establecimiento de una misión...*27項。フランコは、MINUGUAの代表就任後も人権状況の悪化に深い憂慮を繰り返し示している。とりわけ1995年1月の雑誌インタビューでは「グアテマラにおいては脅迫が通常の社会的コミュニケーションの手段としてどこでも用いられている」という衝撃的な発言を行なった。Leonel Franco, “MINUGUA no puede cumplir un rol mesiánico,” *Crónica.* Año VIII, Núm 358, 6 de enero de 1995, pp.22-23.
- (34) 筆者と同行した記者による次の記事も参照。Julio Revolorio, “Fracasa intento para disolver PAC en un cantón del Quiché,” *SIGLO VEINTIUNO.* 14 de enero de 1995.
- (35) Frank La Rue, “El debate de la comisión de verdad,” *Noticias de Guatemala.* Año XVI, Núm. 217, pp.3-5.
- (36) Beatriz Manz, *Refugees of a Hidden War.* Albany: State University of New York, 1988./David Stoll, *Between Two Armies in the Ixil Towns of Guatemala.* New York: Columbia University Press, 1993, Chap.5./Rachel Garst, *IXCAN: Colonización, desarraigo y condiciones de retorno.* Guatemala: CONIDE, 1993./Richard Wilson, *Maya Resurgence in Guatemala.* Norman and London: University of Oklahoma Press, 1995.
- (37) 1995年10月5日にもアルタ・ベラパス県のシャマン農園に帰還した難民が、帰還1周年を祝う最中に政府軍部隊による無差別発砲を受け、死者11名、負傷者30名をだすという惨事が起きている。*Comunicado del Director de MINUGUA.* 10 de octubre de 1995.
- (38) 先住民族のアイデンティティと権利に関するCOPMAGUAの提案文書、ASCの提案文書、ならびに合意文書の全文および相違点、ならびに合意文書への

COPMAGUAによる評価に関しては、次を参照。COMG, *Construyendo un futuro para nuestro pasado*. Guatemala:Editorial CHOLSAMAJ, 1995.

- (39) El Parlamento Centroamericano, "La declaración de Contadora," *Prensa Libre*. 30 de agosto de 1995.